

第169回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和3年10月21日

閉会 令和3年10月21日

北上地区消防組合議会議事事務局

第169回定例会会議録

目 次

令和3年10月21日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
現金出納検査結果の報告	6
定期監査結果の報告	6
一般質問	6
・ 4番 鈴木健二郎 君	6
報告第1号 令和2年度北上地区消防組合継続費精算報告書 について	13
認定第1号 令和2年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認 定について	14
議案第7号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例の専決処分について	21
議案第8号 北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会 計設置条例	22
議案第9号 令和3年度北上地区消防組合補正予算（第1 号）	27

第169回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定第1号	令和2年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について	10月21日	原案認定
議案第7号	北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	10月21日	原案可決
議案第8号	北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例	10月21日	原案可決
議案第9号	令和3年度北上地区消防組合補正予算(第1号)	10月21日	原案可決

令和3年10月21日（木曜日）

議事日程第2号

令和3年10月21日（木）午後2時30分開議

北上地区消防組合西和賀消防署会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 現金出納検査結果の報告

第5 定期監査結果の報告

第6 一般質問

4番 鈴木健二郎

消防指令業務の共同運用について

第7 報告第1号 令和2年度北上地区消防組合継続費精算報告書について

第8 認定第1号 令和2年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について

第9 議案第7号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

第10 議案第8号 北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例

第11 議案第9号 令和3年度北上地区消防組合補正予算（第1号）

出席議員（5名）

1番 藤原常雄君

2番 熊谷浩紀君

3番 小田島徳幸君

4番 鈴木健二郎君

7番 高橋晃大君

欠席議員

5番 柿澤繁俊君

6番 高橋

到君

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高橋敏彦君
副管理者（西和賀町長）	細井洋行君
副管理者（北上市副市長）	及川義明君
会計管理者（北上市会計管理者）	菅野和之君
監査委員	高橋政芳君
監査委員事務局長	佐藤康浩君
事務局長（消防長）	菊池洋幸君
事務局次長	折居基宣君
総務課長	小原和弘君
予防課長	昆野美継君
警防課長	高橋一哉君
北上消防署長	高橋克哉君
西和賀消防署長	高橋毅君

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	及川佳則君
西和賀町総務課長	高橋三智昭君

議会事務局出席者

事務局長	菊池洋幸君
事務局次長	小原和弘君
書記	高橋周一君
書記	佐藤藤忍君
書記	小岩晃君
書記	高橋梢君

午後2時30分 開 会・開 議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は5名であります。定足数に達しておりますので、これより第169回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第2号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、1番藤原常雄議員、2番熊谷浩紀議員を指名いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第3 行政報告について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 第169回北上地区消防組合議会定例会の開会にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

昨年、当組合においては、県内における感染拡大の状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画を策定したところであります。

現在の状況は、感染拡大が小康状態にあるものの、昨年から継続して3ステージに区分した組織体制の中のステージ1、県内で感染者が発生した場合の体制を取っており、万が一職員から感染者が発生したとしても濃厚接触者が最小限に抑えられるような勤務シフトとしております。

特にも、救急現場における活動においては感染防止を徹底しており、庁舎内における勤務にあってはサーマルカメラ式体温計及びクリアボードによる仕切り板の設置に加え、定期的な換気と消毒作業を実施しながら業務を継続しております。

次に、例年開催される消防救助技術岩手県大会について申し上げます。同大会は、6月11日、岩手県消防学校において開催され、当消防本部からは5種目に14名の救助隊員が出場し、ロープブリッジ渡過及びはしご登はんの2種目が優勝、引揚救助チーム及びほふく救出チームは準優勝と好成績を収めております。

この結果により、ロープブリッジ渡過競技に出場し、優勝を果たした高橋賢人消防士長が北九州市で開催される第49回全国消防救助技術大会への出場切符を得ておりましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により、大会が中止となっております。

次に自然災害への対応状況を申し上げます。

1月から9月までの地震の発生及び気象警報の発表においては、消防災害対策本部を1回、消防災害警戒本部を12回設置して対応したところであります。

特にも、6月24日の大雨洪水警報発表の際は、北上市では、災害対策基本法改正後県内で初めて避難指示を発令したところであります。

被害にあっては、人的な被害の発生はなかったものの、土砂崩れ2件、浸水被害6件が発生したことにより、消防団と共に避難広報を実施して34世帯80名の住民を避難させております。

次に、1月から9月までの管内における火災及び救急の状況について申し上げます。

火災件数については、23件で昨年同期と比較して6件の減少となっており、火災による死者は4名、負傷者は2名であり、昨年同期と比較して死者は3名の増加、負傷者は3名の減少となっております。

なお、出火原因では、草焼きなどからの出火が最も多く9件となっております。

救急出動件数については、2,666件で昨年同期と比較して173件増加し

ており、1日の平均出動件数は9.8件となっております。

また、今年の熱中症による搬送者は、疑いも含めて45名であり、昨年同期と比較して6名減少しております。

以上、消防活動について概要を申し上げましたが、今後とも、災害による被害軽減を図るため、適切な対応に努めてまいります。

次に、車両の更新について申し上げます。

本年3月に配備したはしご付き消防自動車にあつては、現時点においては、はしご付き消防自動車の出動を必要とする災害は発生していない状況であります。商業施設における消防訓練及び市内各小学校の社会科見学に活用し防災意識の向上を図っているところであります。

また、大堤分署に配備している広報車及び和賀分署に配備している高規格救急自動車は、更新に伴う入札及び契約をすでに終えているところであります。新たな広報車は10月下旬、高規格救急自動車は来年3月末までに納車される予定となっております。

最後に、9月4日に北上市及び西和賀町を会場に開催されました、令和3年度岩手県総合防災訓練について申し上げます。

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催規模の縮小を余儀なくされましたが、大雨による大規模な土砂崩れ及び水害の発生を想定した実動訓練を実施したところであります。

特にも、避難指示等の発出方法から災害対策本部における初動行動においては、警察、自衛隊、海上保安庁等、関係機関連携のもとに情報を共有し、土砂災害を想定した負傷者救助救出訓練を通じて、対応能力の強化を図ったところです。

また、コロナ禍においても住民が迅速且つ安全に避難できるよう感染防止対策が徹底された避難所設営訓練を実施したところであります。今後におきましても、今回の訓練で得た教訓を踏まえ、住民の自助、共助力の向上と関係機関とのさらなる連携強化が構築できるよう努めてまいります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あ

り)

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第4 現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第5 定期監査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、監査の対象及び監査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第6 これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番 鈴木健二郎議員。

（4番 鈴木健二郎君 登壇）

○4番（鈴木健二郎君） 消防指令業務の共同運用について伺います。これについては10月7日の全員協議会におきまして説明がありました。令和8年度運用開始予定で現在の3消防本部から10消防本部へ拡大するというものであります。

まず伺いたい一点目は、現在の共同運用における状況はどうなっているのでしょうか。問題や課題はないのか伺うものであります。消防救急無線等のデジタル化が通信機能の高度化、多様化などにより繋がりにくいなどの支障はないのでしょうか伺うものであります。

二点目は、今後、県内12ある消防本部のうち10消防本部が参加予定ということのようではありますが、この拡大が将来消防の広域化、すなわち消防本部の合併に結びついていくのかどうか、国や県の動向も踏まえ伺いたいと思います。全国の合併した例では、少くない問題課題があるとお聞きしております。当組合としての明確なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

三点目は、10消防本部への拡大により財政効果や人員配置等がどのようになるのでしょうか。伺います。令和8年度までの具体的なスケジュールも示していただきたい。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、共同運用の現状について申し上げます。

県内の消防本部が共同で行う消防指令業務の運用につきましては、岩手県は平成18年度から検討を進め、平成28年度には、県内において初めて、当消防組合、盛岡地区広域消防組合消防本部及び奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部の3消防本部により「岩手県央消防指令センター」として共同運用を開始いたしました。共同運用の開始にあたっては、住民の認識不足等による問題が発生しないよう広報等にも力を入れて周知を重ねたところであり、運用開始から6年が経過した現在においては、住民の皆さんに違和感無く受け入れられ、大規模な災害が発生した場合における県内応援隊及び緊急消防援助隊の出動に関しても、問題なく運用されているものと認識しているところであります。

次に共同運用拡大に伴う消防広域化の将来像について申し上げます。

3消防本部による指令業務の共同運用については、令和8年度には、運用を開始して10年目を迎え、機器更新の時期となります。現在、この時期に合わせて、3消防本部以外の消防本部も加わった共同運用について協議を進め、更なる消防力の効率的な運用を模索しているところであります。現在の協議段階においては、県内に12の消防本部がある中で、10の消防本部が参加の意向を示しております。なお、消防本部組織の統合

による広域化については、本格的な協議には至っていない状況であります。

次に、共同運用拡大に伴う財政効果と人員配置について申し上げます。財政効果については、現在の3消防本部による共同運用のままで機器の更新整備をした場合は、防災対策事業債を適用すると、自治体負担率は77.5パーセントとなり、一方、新たに10消防本部が共同で機器の更新整備をした場合には、緊急防災・減災事業債を適用することが可能となり、自治体負担率は30パーセントに減額となることから、財政負担軽減という面において大きな効果が見込まれます。また人員の配置については、すでに当消防組合は3消防本部による共同運用を開始する際に指令専従職員の削減効果を図ったところであります。このことにより、分署体制の整備に至るなど、住民サービスの充実強化に繋がっているものであります。なお、県内10消防本部による共同運用に至った場合の人員配置については、共同運用を拡大することによって、現在よりも派遣負担が軽減するものと考えておりますが、具体的な人員配置計画については、現在、協議をしているところであります。

次に、今後のスケジュールについて申し上げます。現在は、県内10の消防本部による共同運用に向けた事務を進めているところであります。今後においては、地方自治法に基づき、各消防本部の議会において、お諮りし、当消防組合といたしましては、令和4年2月の消防組合議会定例会におきまして、共同運用に関わる議案を上程し、議決を得たいと考えているところであります。その後の令和4年度及び5年度には設計業務、令和6年度及び7年度には整備工事を予定しており、令和8年度には新たな消防指令業務共同運用を開始し、さらなる消防力の効果的運用を推し進めたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番、鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 再質問いたしたいと思っております。

まず、現状の共同運用についてでありますけれども、管理者は6年経過して問題ないということでありまして、経過を見ますと共同運用は現場から

上がっていった意見ではなくて、国の様々な効率化を求めるということでデジタル化をやって、そして共同の運用を進めてきたというふうに私は理解している訳ですけども、アナログからデジタル化によって、相当な電波でしょうか、電波の利用がかなり広範囲にできたというふうに専門家はお話ししてはくれますけれども、例えばスマホですね、当時よりも最近ではスマホ利用が増えてまして、スマホによる119番通報等も私はあるのだろうと、あるどころか相当増えているんじゃないかなというふうに思うのですが、そして多機能化は良いのですが、これにきちんと対応できてきたのかということが私は心配なものですから、問題が無いということであれば良いのですが、このスマホでの119番通報等について、どれほどの状況を把握されているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（高橋一哉君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

スマートフォンからの119番通報ということでございますが、現在の3消防本部の指令センターでは、スマートフォンからの通信を含むキャリアからの通報、携帯電話会社からの通報でございます。そういったものを含めて24時間システムの中で監視をする体制が取られております。万が一不都合が出た場合に、すぐに指令センターで異常を覚知して対応することができております。既存メーカーでありますNEC社においてもその対応について24時間対応とすることで、順調な運用に繋がっているものであります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番、鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） よく分かりました。それでですね、この共同運用によって、国は次の方針をたぶん出しているのだろうと、最初にお聞きした訳ですけども、要するに広域化ですね、消防本部の広域化合併とセットで出されてきたのではないかなと私は見ている訳ですけども、ただその広域化が思う様に、国の思う様に進んでいないということですね。1994

年に、管轄する人口が10万人以上の所は広域化をするという方針を国は出していますよね。かなり出してから久しいんですけども、全国的にあまり進んでいないということですけども、ただ国はこの方針をまだ捨てていないんですよ。管理者は、本格的に協議になっていないということですけども、今後協議は無いとは言えないと私は思うんですよ。国がどういうふうに出してくるかは、ちょっと私は分かりませんですけども、国の方針はそういう方針でいるということ、これは広域化合併すると、安全性はどうなるの、住民サービスはどうなるのということで、これがネックになって広域化が進んでいないという全国の例がありますので、私は広域化するべきではないという立場でありますけれども、管理者は、まだ本格的な協議になっていないということは、今後の協議の予兆を残しているんだろうというふうにも捉えることもできますので、これについてはどういうふうにお考えかということでお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、最初の国の考え方というところでございますが、まずこれにつきましては、消防庁としての考え方、指針は出された上で、構成する市町村の役割についても示されております。内容につきましても消防庁としまして、今後日本の総人口というのがどんどん減少していく、そうなった場合、消防本部の管轄人口もどんどん減っていく、こういうことによって消防本部の財政基盤であるとか、それに伴っての資機材や人員の整備が弱体化していくのであろうというところから国としては推進を図りたいというところを出しております。その上で都道府県の役割としましては、市町村間の自主的なそういった広域化に対しての情報提供であったり、調査、そういったものを積極的に支援するよということになっております。では市町村はどうなのかといったところで、これは現状をまず把握した上で、今後の取り巻く環境を分析してですね、必要かどうかを判断していくように示されております。それを受けまして岩手県では、平成20年に一旦、小規模消防本部の解消を目的としまして、広域化推進計画というのが策定されております。ただこれにつきましては、東日本大震災が発生したことに

よってですね、復興を優先するという事になったために、広域化の議論はそれ以降されておられません。将来的に国が示す全県1区というものは検討していかなければならないというような考え方は、一つもっているようです。ただ、この中で県内消防本部からの意見として既に市町村合併や、広域化が図られているので、これ以上の必要がないという意見も、またあるということで岩手県として捉えているようであります。その上で岩手県としては広域化というものではなく、今回私達が共同運用というところについて協議を進めている訳ですが、こういったところについての支援をしていく方向で考えていくということでございます。北上消防としての現状の把握といたしましては、これはまさに、国の方での推進期限が令和6年度を目途にしているというようなことは出ているようでしたけれども、北上といたしましては、現状では、既に消防組合議会を通じまして、大堤出張所の分署化、あるいは、村崎野分署を新たに組織したというような整備が図られているところでもありますので、現状では議論を必要とするという状況にはないというふうに認識しているところでございます。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番、鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 国が広域化を進める背景にはですね、おっしゃったように財政的な効果が多分にある訳ですよ。やっぱりこういう消防施設は地域に細かくあった方が当然住民にとっては、安全安心に繋がるのは当然な訳ですよ。ですから、広域化については、市町村が自主的に決めるというふうになっている訳です。判断は市町村なんです。あくまでも平成の合併となって、消防の広域化も平行にやられてましたからね。ただ、平成の合併は一定の効果はあったんですけども消防の合併は進まなかったということで、あくまでも市町村の判断によるものだということでもありますので、デジタル化の共同運用は、これは一定の機能を果たしておりますし、私は良しとしているんですけども、この広域化については、住民の安心安全を後退させてしまうのではないかというふうに危惧するものですから、管理者にお伺いしますけども、この市町村判断自治体の判断で広域化しないことの判断は極めて重要になっていきますので、協議の余地は残して

あるかもしれませんが最終的に自治体判断ですので、管理者としてその辺
どういうふうにお考えかということでお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） お答えいたします。

今の消防長の方から経緯は報告ありましたが、まだ市町間で、その
遡上にのぼるといような状態にはなっていませんので、全く考えていな
いというのが正直なところであります。そういう状況になれば協議にはな
るんだろうなというふうには思いますけれども、今のところは、そういう
状況に至っていないし、早急にそういう状況になるかという、そういう
状況にはまだならないというふうに考えています。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番、鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 今のところは全く考えていないと、捉えておき
たいというふうに思います。それから3消防本部から10消防本部に拡大
するという問題ですけども、12の内10が参加を表明しているということ
ですが、あと2つの自治体が参加しないと表明している中で、私は人員配
置、さっき出ましたが、既に削減効果は出ているということですけども、
今の3本部から10本部になっていくと、当然人員的に更なる削減がされ
ていくのではないかと危惧を思っております。人員削減はやはり住民の安
全対策に逆行すると私は思っておりますので、そういうふうになっていか
ないのかどうか、これをもう一度お聞きしたいと思いますし、それからス
ケジュールですけども、今後の2自治体が今のところ参加しないと表明し
ている訳ですけども、今後の動向によってはスケジュールの変更等も当然
ありえるのではないかなと思いますが、最終的にこの協議が整うのは、い
つになっていくのかどうかということ、財政効果については先程管理者か
ら説明がありましたし、人員配置の件もありましたが、スケジュールは今
後どのようにしていくのかということで、もう一度お聞きしたいという
ふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

先程の削減人員というところでございますが、これの削減というところは、あくまでも通信指令要員の削減でありまして、その分現場に対応する職員がむしろ増えていくという現状でございますので、消防職員そのものが減るというものではございません。

スケジュールの件ですが、先程管理者からの答弁でもございましたけれども、当組合としては来年の2月の定例会で関係する案件を上程したいと考えているところでありますので、それまでには協議会に必要な内容というのは整うものと考えています。また、そこで議決を得られましたならば、予定では来年度早々に、そういった調印というものが日程として出てくることではあります。日付という部分の日程としてはまだはっきりとは出ておりません。

12消防本部の内の残り2つ、これにつきましては、現時点で協議に参加しておりませんので、全く入る余地が無いというものではございませんが、来年度の調印までの間に残り2つが協議に加わって調印まで至るというのは、現実には難しいものと捉えております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番、鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 理解いたしました。いずれ10本部の拡大については、今後の協議も私は注視していきたいというふうに思っていますので、当然財政効果とかも出てきているというふうには、私も思いますので今後注視していきたいということを申し述べて一般質問を終わります。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎 議員の質問を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第7、報告第1号、令和2年度北上地区消防組合継続費精算報告書についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、報告第1号令和2年度北上地区消防組合継続費精算報告書について、御説明申し上げます。

本報告は、令和2年度の北上地区消防組合一般会計予算において継続費を設定した西和賀消防署建設事業について、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第8、認定第1号、令和2年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、認定第1号、令和2年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

はじめに令和2年度の主な事業について申し上げます。まず、庁舎新築建設事業につきましては、北上消防署村崎野分署は令和2年5月20日、西和賀消防署は同年7月8日から運用を開始したところであります。

車両関係では、北上消防署に配備されていた、はしご付消防自動車が二度のオーバーホールを経て25年経過したことから、新たなはしご付消防自動車を導入いたしました。

以下、決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、決算書のほか、監査委員の決算審査意見書を添えてございますし、主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これにより、御理解をいただきたいと思います。

2ページの歳入歳出決算款項別集計表を御覧願います。決算の規模は、予算総額24億4,902万9,000円に対し、収入済額は24億4,866万4,318円で99.9%の執行率。次に4ページを御覧願います。支出済額は24億2,458万

3,411円で99.0%の執行率となり、歳入歳出差引き残金の2,408万907円は、令和3年度に繰越しいたしました。

以下、歳入歳出決算書の6ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。

7ページの収入済額を御覧願います。

1款、分担金及び負担金19億2,198万円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入総額の78.4%を占めております。このうち消防施設費の西和賀消防署建設事業に係る逡次繰越分は2億4,721万3,000円であります。

2款、使用料及び手数料230万700円は、危険物取扱許可手数料の213万700円が主なものであります。

4款、繰越金1億565万5,703円は、令和元年度からの繰越金であります。このうち、北上消防署村崎野分署建設事業に係る繰越明許費分は8,407万6,000円であります。

5款、諸収入、1,612万7,915円は、2項1目雑入の1節、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金595万8,720円であり、2節雑入1,016万9,195円は、岩手県防災航空隊派遣助成交付金が主なものであります。

6款、組合債4億260万円は、北上消防署村崎野分署建設及びはしご付消防自働車の配備に係る起債であります。

次に、10ページ以降の歳出について申し上げます。11ページ支出済額を御覧願います。

1款、議会費支出済額25万6,468円は、議員報酬が主なものであります。

2款、総務費52万8,458円は、特別職及び監査委員の報酬が主なものであります。

3款、消防費は23億1,017万4,519円であり、歳出総額の95.2%を占めております。1項1日常備消防費は12億6,033万9,642円であり、その事業内容は、職員人件費が11億308万3,719円で、常備消防費の87.5%を占めております。次に、13ページ備考欄中ほどに記載している消防管理運営事業は、1億5,725万5,923円であり、主な内訳については、8節・旅費、631万3,843円は、消防学校への入校等、職員の教育訓練に係る出張

などであります。10節・需用費、5,065万4,249円は、消耗品費、燃料費、光熱水費などであります。11節・役務費、1,623万3,333円は、通信運搬費、車両整備に伴う手数料などであります。12節・委託料、1,433万5,760円は、予防接種等委託料などであります。15ページを御覧願います。13節・使用料及び賃借料、1,364万2,127円は、パソコン賃借料などであります。17節・備品購入費、1,771万6,424円は、消防隊員が着用する防火衣、救命処置の訓練に使用する心肺蘇生訓練人形などの救急救助資機材の購入費であります。18節・負担金補助及び交付金、3,694万684円は、救急救命士研修教育負担金、盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会負担金などあります。26節・公課費、134万6,300円は、自動車重量税であります。

次に、2目、消防施設費は、10億4,983万4,877円であり、事業別には、消防施設整備事業、2億5,034万8,373円は、庁舎等の修繕費及びはしご付消防自動車の購入費であります。17ページを御覧願います。

次に西和賀消防署建設事業は、継続費の令和2年度分の2億4,629万7,504円及び令和元年度からの繰越繰越分の2億4,721万3,000円を事業費として支出したものであります。

次に北上消防署北部消防庁舎建設事業は令和元年度からの繰越明許分において、3億597万6,000円を事業費として支出したものであります。

次に、4款、公債費1億1,362万3,966円は、令和2年度分の組合債元利償還金であり、歳出総額に占める公債費の割合は4.6%となっております。なお、令和2年度末における起債残高は、主要な施策の成果に関する説明書7ページ組合債の状況に記載のとおり11億680万9,998円であります。

以上、令和2年度の決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。まず歳入から款を追って行ないます。1款 分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款 使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4款 繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋晃大君） 5款 諸収入。 2番 熊谷浩紀議員。
- 2番（熊谷浩紀君） 雑入の私用電話料というのがあるんですが、たぶん通信料のことだと思うんですが、なぜ、わざわざ私用という部分について、これは誰が何のために使っているものなのかの部分をお聞きしたい。
- 議長（高橋晃大君） 総務課長。
- 総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えします。当消防組合には互助会が組織されておりまして、その中で使用する電報代金等であります。以上であります。
- 議長（高橋晃大君） 5款 諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） 6款 組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） 7款 財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） 次に歳出に入ります。1款 議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） 2款 総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） 3款 消防費。4番 鈴木健二郎議員。
- 4番（鈴木健二郎君） 13ページであります。不用額ですね。690万円程ありますけれども、これは手当分というふうになっているのかなと思いますが、いずれ内容について説明をお願いします。
- 議長（高橋晃大君） 総務課長。
- 総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えします。690万円程の不用額が出ておりますけれども、一番不用額が大きいもので時間外勤務手当があります。この時間外勤務手当に関しましては、立ち入り検査などの決まったような業務の手当はあるのですが、やはり私達の職務上、災害出場の時間外勤務手当というのがあります。その残額が約460万円程の残高で、というのは災害が少なかった分、使わなかったというところが最大の理由であります。
- 議長（高橋晃大君） 3款 消防費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） 4款 公債費。4番 鈴木健二郎議員。
- 4番（鈴木健二郎君） 先程消防長から報告ありましたけれども、この公債費です。元金、利子償還あるわけですが、元金の償還が合計で約11

億円という報告がありました。利子の方が250、260万円近くありますけれども、いずれ多額になっていると私は捉えております。それでですね、一番大きな組合債の償還元金ですが1億1,100万円程ありますけれども、何を言いたいかという、この早期償還とか、あるいは要するに起債残高を減らしていく方法は何かあるのかどうか。かつては、借り換え債とか借り換えて利子の少ない方に、それで債務を減らしていくという、今はどうかちょっと分かりませんが、金利の関係で分かりませんが、そういった検討はされているのかどうか、伺っておきたい。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えしますが、やはり減らす方法というのは、これだという答えはなかなか見つかりませんが、やはりお金を借りている方からすれば、やはり負担がいきなりこの時期は多い少ないではなく、平準化をまず考え、車などは5年償還、建物は25年というような、先程共同運用の指令もありましたけれども、10年に分けてとするなど、平準化を用いながら負担を各年度分に、この年は多かった少なかったのではなく、住民の負担がないようにするというのを第一に考えて行っております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 私がお聞きしたのは、第一にやっているのはいいんですが、それを検討されたのかどうか。ここには平成28年の現在高ですよね、2億5,000万円をはるかに超えています。ですからこういう、起債を減らしていく中で、償還額を課長が言われましたけども、平準化していくということを、減らしていく必要があるというふうに思ったのですから、そういう何か方法が検討されたのかお聞きしたい。もう一度お願いします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えします。やはり減らす方法を検討されているのか、やはり検討されているか、していないかという、全くしていない訳ではなくて、平準化するため負担に偏りがな

いか検討します。ただし、先程の平準化に含めてもう一つですね、減価償却に見合った起債なのか、減価償却を含めて検討しながら予算としている状況であります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

（午後3時25分 休 憩）

（午後3時26分 再 開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） 繰上げ償還については、選択肢はありますが、現状私達の組合と致しましては分賦金で賄っている予算でありますので、実際前倒しで償還するといった場合には、関係する市町の財政当局との摺り合わせが非常に大事になってきます。こういったことから、先程総務課長が答弁したとおり、基本的には償還に関する平準化をもって償還計画を出していただきましたので、そこに踏み込んだ摺り合わせはしていないというのが現状であります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 摺り合わせしていなければ、すべきじゃないんですか。北上市と西和賀町は、加盟の自治体となっている訳ですけども、相談もされていないということで、繰上げ償還はできる訳でしょ。若干返済するにはかかるかもしれませんが、だからそういう相談も検討をしないんじゃないですかということですので、それ出来ますね。もう一度お聞きします。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） 例えば各自治体であれば、もっている資産が売れた、あるいは土地が売れたなど臨時の収入が入ったので繰上げの償還をしましょうというようなことは考えられるのですけども、自治体からすれば繰上げし早く償還することではなくて、平準化をしてほしい、毎年毎年だいたい同額の負担になってほしいというのが、それぞれの自治体が返済

しやすいということになりますので、繰上げ償還は基本的には考えないということになります。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 私も平準化の話はしましたけれども、トータルでは結局負担が増えていく訳でしょ。返済の額が毎年同じ額というのも加盟団体によっては、ある程度いいかもしれませんが、結局はそれだけ返済期間が延びれば、トータルでは増える訳ですので、その辺の協議はできないのかどうかということなんですね。しかも多額な訳なんですよ。11億円、特にもデジタル化で2年間で多額になっていますから、2億3億となると相当な元金を合わせても相当な金額になりますので、そういう相談は私からして、相談してもらいたいと思うのですが、もう一度管理者。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） 先程申し上げましたように、基本的には繰上げ償還は視野に入っていないと、平準化をしてほしいというのがそれぞれの自治体の思いでありますので、相談するまでもないかと思えます。ただ状況が変わって、それぞれの自治体が、ある一時金、潤沢な収入歳入があれば、これは状況が違ってくると思いますが、残念ながらそういう状況には今も、これから数年間もないということでもありますので、繰上げ償還は考えないということです。

○議長（高橋晃大君） 4款 公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款 予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終了いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、認定第1号令和2年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第9、議案第7号、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第7号、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、消防職員の特殊勤務手当に関する条例に新型コロナウイルス感染症に感染した傷病者への救護や処理作業に従事した際の手当を規定していたものであります。

今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について直接規定しようとするものであります。

なお、議会に提案する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年6月30日に専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第7号、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。

○議長（高橋晃大君） よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第10、議案第8号、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第8号、北上地区消防組合公共用地先行取得特別会計設置条例について、提案の理由を申し上げます。

当組合における消防施設の整備につきましては、北上地区消防組合公共施設等管理計画に基づき事業を進めているところであります。

特にも、整備計画案件の一つである、昭和52年建設、築43年経過の消防本部・北上消防署にあっては、老朽化が著しく手狭な敷地環境であることから、新築を視野に事業を進めていきたいと考えているところであります。

現在、北上市内においては、土地の開発が年々進んでいる状況であります。この状況を鑑み、速やかに庁舎建設候補地の選定を行い、用地を先行して取得しておくことが重要であることから、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を制定しようとするものであります。

施行日は、公布の日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 現在の本部庁舎が手狭で老朽化している、私も感じておまして、以前にも早く移転新築するべきだと意見を言った記憶がありますけども、先行取得、私は早急にすべきだという立場でお聞きしますけども、まずは、敷地ですね。全員協議会でも説明がありましたけ

れども、1万から1万3,000平方メートルで、どれくらいの敷地が適当か私も分かりませんが、広ければいいということでもないと思いますが、例えば訓練等なんかで、今の所ははしご車も入れない状況なんですけどもそうした訓練等が十分できるスペースなのかどうか、本庁舎も入れて訓練塔も作る訳ですけども、1万から1万3,000平方メートルというのは、どういうスペースになるのかどうかということ。

それから今年度から来年度にかけて地権者との交渉が計画に上がってますけども、相手があることですから、若干流動的になる場合があるとは思いますが、この見通しとしてどうなのかということ、全員協議会では、今の場所よりも西の方に行くということで、図で示されましたけども、見通しとしてどうなのかということでも伺っておきたい。それから、建物ができて共用開始が10年後なんですね。10年というのは非常に長い期間でもっと早くならないのかと言いたい部分がある訳ですが、状況によってはもっと早くやれるのかどうか。その辺をどう考えているのかお聞きします。

それから、示していますように現場に行く時間を6分半と全員協議会では説明を受けました。そうすると、この消防本部のエリア内で6分半で行けるんですか、という箇所があります。全員協議会でもお聞きいたしました。川東地区、更に今の所から西方向に行くと川東地区は更に遠くなります。というふうに考えていくと、どうしてもこの時間内には到着しないのではないかと思います。その辺はどういうふうにお考えですかということでもあります。

それから起債の関係ですけども、これも説明ありました若干心配するのは、先程の公債費じゃありませんけども、説明だと公債費が5年間前倒しされると、当初の計画よりも、平準化するのは大変ではないかなと説明のグラフを見て思うのですけども、一気に起債が2億5,000万円以上となっていますけども、一気に増えていくというふうには私は見ているのですけども、平準化が図れるのかどうかの見通しを伺います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一番目に御質問のあった、先日の全員協議会で説明しました1万から1万3,000平方メートルが今後の消防庁舎のイメージとして十分な広さであるか、例えば訓練塔なり、はしご車等の訓練というところなんですけども、先日もお話しした通り、現状は職員駐車場関係で目一杯になっている状況であります。イメージとして申し上げますが、この西和賀消防署の敷地がちょうどこれが1万3千平方メートルであります。ですので、この敷地の中で新しい消防庁舎を建てたり、訓練塔を建てたり、やはり車両が大型化しておりますので、訓練中の取り回しするには十分な広さ、もう一つ東日本大震災の際、苦勞しました燃料の枯渇という部分について、北上消防だけでなく、県内外から応援にきた消防車両にも十分に燃料が供給できる広さというふうに算定して考えているものです。現在の敷地の3,600平方メートルから3倍4倍とはなりまして、イメージとしては西和賀消防署の敷地となります。

もう一つは、地権者の見通しであります。現時点では、やはり地権者と交渉するためには、どれぐらいで土地を購入してくれるのかという話になると思いますので、まずは、予算立てをした上で交渉するもので、地権者の見通しに関しては現在のところついていない。ましてや土地を決めるという話の段階にはなっておりません。ですが、やはり決めるには総合的な判断が必要ですので、消防本部内で十分に検討しますし、見通しが決まり次第、議会を通して御説明申し上げたいと思います。

次の10年後のところですが、これに関しては、消防長からの説明とさせていただきます。

全員協議会で説明した現場到着まで、放水するまで6分半について、どうしても難しい面があります。特にも川向こうの口内、黒岩、立花、稲瀬方面に関しては説明した通り、消防団や自主防災の力が必要であります。一つ紹介させていただきますと、もし現在火災が発生した場合は、消防団にも一斉メールが鳴ります。ですので、消防署も消防団も同時に出動する体制となっております。状況によっては、消防団が消防署より先に現場に到着して水を出している例もあります。ですので、昔と違って消防団に消防署が支援するというような、逆転する現象もありますが、これは良いこ

とでして、先程の4分、6分半は、こういう消防団の協力を得ながら対応していくことが必要なんだなと思います。

最後に前倒しの件なんですけど、従前の計画では、一番グラフ的にはピークの、一番多いところでしたので、それを5年前倒しにしたことによって、逆に平準化が図られたということころで、私達は試算しておりますので、より負担が増えたというのではありませんので御説明させていただきます。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） 私からは、土地を取得した後の建設時期という部分についてお答えしたいと思います。まず、今回土地取得のためのこの条例を起こすという部分は、10年後の建設を計画的に行ないたいというところからきて、ある程度10年くらい前から土地を取得する計画を立てなければ、ここに間に合わないだろうというところを見越しての現在でございます。順調に行きましたらば、たしかに早い段階で購入の手続きが終わることも考えられますが、一番には財政の平準化を図るところがうまく機能しなければ、土地があるからすぐ建てるところには、なかなか行かないのかなと考えているところなんです。現時点におきましては、計画通り10年後の計画として考えているところでございます。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 地権者のお話しですが、当然地権者が同意しなければ取得できない訳ですので、全員協議会で説明いただいた円の中に固執していった場合、地権者の方が同意しない限りは取得できない訳ですから、地権者の状況によっては、円の中から取得できないという状況も出てくる、ありえますのでそういった場合はどうするのですか。何年も延ばす事は私は好ましくないと思います。ですから、相手があるから結局、円の中が駄目な場合、次の場所と、そこまで考える必要ないのかどうか。私は一年でも早く新築移転するべきだと思う訳ですから、その辺を考えておかなくていいのか、もう一度お伺いいたしたい。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

土地の選定に関わる部分ではございますので、これにつきましては当然、前回の全員協議会でお示しした部分ではありますが、消防組合が求めるところの土地の面積、立地条件、土地取得にかかるコストを総合的に考えまして、いくつかの候補の中から考えていくものと考えておりますので、順位付けを行った上で、公共施設の必要性を地権者に懇切丁寧に説明しながら交渉にあたっていかなければならないと思っています。その上で、議員がおっしゃる通り、2、3の候補を挙げた上で、どれもまとまらないことを考えないのかという部分も出てくるかとはございますが、まずは、候補にあがった土地の地権者と交渉を行って、そこに決まるような交渉の仕方をしていくことが必要だと思いますし、そこで狙った候補地が駄目だった場合には、別の考え方も出さなければと考えているところであります。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 今年度の早速の取得に動くという計画になっておりますので、今日決定されれば、そのような状況になっていくと思いますので、最大限そこが出来なければ進まないの、全力を挙げて取り組んでいただきたいことを申し添えて質問を終わります。

○議長（高橋晃大君） 1番 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 今、鈴木健二郎議員もお話ししたようですけども、用地の地価というのは、これ以上になってはならないというような限度額はあるのですか。お聞かせください。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。ただいまの御質問は、土地の取得にかかる費用という部分でございましたが、これにつきましては、市内の路線価である程度見込みを立てまして、まだ公表できる段階ではございませんが算出はしている段階ではございます。その上で、路線価格に対応した面積での価格を想定しておりますので、法外なコストがかかるというようなことが無ければ、改めて上限については、検討していないというところであります。

○議長（高橋晃大君） 1番 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） そうすると、路線価格がまずあって、あとは1万、1万3,000平方メートルということで、それ以上のことは考えていないということでよろしいですか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） その通りでございます。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第8号、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第11、議案第9号、令和3年度北上地区消防組合補正予算第1号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第9号、令和3年度北上地区消防組合補正予算第1号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。補正の額は、歳入歳出の総額から798万7,000円を減額し、予算の総額を15億6,451万3,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。

3款1項2目消防施設費、759万3,000円の減は、令和2年12月に策定した

北上地区消防組合公共施設等総合管理計画に基づく消防本部・北上消防署建設に向け建設用地を先行して取得するための土地不動産鑑定評価業務委託料83万9,000円の増額、また、令和3年度に更新配備しようとする高規格救急自動車及び広報車の購入費が確定したことにより843万2,000円を減額し計上するものであります。

次に、4款公債費39万4,000円の減は、組合債償還元利金の確定によるものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金2,189万2,000円の減は、常備消防費分賦金1,860万5,000円及び、消防施設費328万7,000円を減額しようとするものであります。

4款繰越金1,708万1,000円の増は、繰越金額の確定によるものであります。

5款諸収入19万4,000円の減は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金の確定によるものであります。

6款組合債470万円の減は、高規格救急自動車及び広報車の購入費の確定によるものであります。

7款財産収入171万8,000円の増は、はしご付消防自動車の売払い金であります。

続きまして、第2条の地方債の補正について、御説明申し上げます。

4ページ、第2表、地方債補正を御覧願います。高規格救急自動車及び広報車の購入に係る起債額について、購入費が確定したことにより限度額を470万円減額し、2,520万円にしようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。第1条及び第2条を一括して行ないます。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第9号、令和3年度北上地区消防組合補正予算第1号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第169回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時00分 閉 会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

高橋晃大

北上地区消防組合
議 会 議 員

藤原常雄

北上地区消防組合
議 会 議 員

熊谷浩紀